

千葉県職員研修受託要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県職員研修規程（平成3年千葉県訓令（甲）第1号。以下「規程」という。）第17条第2項の規定に基づき、研修に参加させることができる団体を定めるほか、市長が当該団体の職員に係る研修を受託する場合の基準、受託に伴う経費の負担その他受託に関して必要な事項を定めるものとする。

(受託団体及び対象職員の範囲)

第2条 市長が研修を受託することができる団体（以下「団体」という。）は、千葉県外郭団体の組織、運営等のあり方に関する指針（平成24年11月）に準じ、別表に掲げるとおりとし、当該団体に所属する職員（市派遣職員を除く。以下同じ。）を対象とする。

(研修の種類)

第3条 団体の職員が参加できる研修は、規程第6条の集合研修及び規程第9条の自主研修の中から市長が別に定める研修とする。

(研修の受託)

第4条 市長は、市職員の応募状況や受講可能人数等を総合的に判断して、受託の可否を決定するものとする。

(受託の手続き)

第5条 団体が第3条の研修を受講しようとするときは、当該団体の中から研修主幹事団体を選任し、研修主幹事団体が研修受講申出書（様式第1号）を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく申出に対して研修を受託することを決定したときは、速やかに研修受託書（様式第2号）を研修主幹事団体あてに送付するものとする。

(経費の負担)

第6条 研修主幹事団体は、テキスト教材費等の経費を負担するものとする。

2 前項の経費の金額は、市長が別に定める。

(その他)

第7条 市長は、市職員から定員を超えて応募があった研修については、研修主幹事団体と協議のうえ、団体の職員を聴講生として受け入れることができる。

2 前項の聴講生の経費の負担については、前条の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

2 この要領による改正前の様式は、この規則の施行後も、なお当分の間使用することができる。

別表

	名称
1	公益財団法人 千葉県国際交流協会
2	公益財団法人 千葉県文化振興財団
3	公益財団法人 千葉県スポーツ協会
4	公益財団法人 千葉県保健医療事業団
5	公益財団法人 千葉県産業振興財団
6	公益財団法人 千葉県防災普及公社
7	公益財団法人 千葉県教育振興財団
8	公益社団法人 千葉県シルバー人材センター
9	公益社団法人 千葉県観光協会
10	社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会
11	千葉県住宅供給公社

様式第1号

研修受講申出書

第 号
年 月 日

(あて先) 千葉市長

研修主幹事

下記団体職員を貴市主催の下記研修の研修生として受講させたいので、千葉市職員研修受託要領第5条第1項の規定に基づき申出します。

なお、市長の定める規律に従い、誠実に研修を受講させることを誓約しますので、当該職員を研修生として受託くださいますようお願いいたします。

記

- 1 研修名
- 2 期間
- 3 研修生所属・職名・氏名
- 4 負担金

様式第2号

研修受託書

第 号
年 月 日

様

千葉市長

年 月 日付で申出のあった下記団体職員の研修受講については、千葉市職員研修受託要領第4条の規定に基づき、下記のとおり受託します。

記

- 1 研修名
- 2 期間
- 3 研修生所属・職名・氏名
- 4 負担金

※なお、負担金については、受講後に送付する納入通知書により、所定の期限までに納付してください。